

屋外広告物関係法令集

令和5年7月

一宮市まちづくり部公園緑地課

目 次

| | | |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 屋外広告物法 | 1 |
| 2 | 屋外広告物法施行規則 | 17 |
| 3 | 一宮市屋外広告物条例 | 21 |
| 4 | 一宮市屋外広告物条例施行規則 | 43 |
| 5 | 一宮市屋外広告物条例施行規則に関する事務処理要綱 | 65 |
| 6 | 告示（禁止区域、許可区域の指定等） | 104 |
| 7 | 一宮市屋外広告物条例に係る基準 | 110 |
| 8 | その他の関係法令（抜粋） | 112 |

屋外広告物法

昭和 24 年法律第 189 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 広告物等の制限（第三条—第六条）
- 第三章 監督（第七条・第八条）
- 第四章 屋外広告業
 - 第一節 屋外広告業の登録等（第九条—第十一条）
 - 第二節 登録試験機関（第十二条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十九条）
- 第六章 罰則（第三十条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
 - 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
 - 五 公園、緑地、古墳又は墓地
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
- 一 橋りょう
 - 二 街路樹及び路傍樹
 - 三 銅像及び記念碑
 - 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第三章 監督

（違反に対する措置）

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の

期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくで確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還す

るため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - 一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間
 - 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間
 - 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
 - 二 登録の要件に関する事項
 - 三 業務主任者の選任に関する事項
 - 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
 - 五 その他登録制度に関し必要な事項
- 2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。
 - 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
 - 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のい

ずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその役員であつた者でその処分の日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節 登録試験機関

（登録）

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務

(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- 三 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

- 2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)

又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五

号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二

十二号) 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第六章 罰則

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法(明治四十四年法律第七十号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 (昭和二五年五月三〇日法律第二一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

附 則 (昭和二七年四月五日法律第七一号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年五月二九日法律第一三一号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年六月一二日法律第一四八号)

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 （昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三十八年五月二四日法律第九二号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和三十九年七月一一日法律第一六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和四五年六月一日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四八年九月一七日法律第八一号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則 （平成四年六月二六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日

前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。)までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又

はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条(第九条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区(附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。)についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)別表

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第

五項第一号の改正規定に限る。)、第十九条、第二十条、第二十二條及び第二十三條(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十五條の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 略

四 第三条中特許法第七條第三項の改正規定、第九條の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第十二條第一項及び第六項の改正規定、第九十五條第六項の改正規定並びに第九十五條の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一條、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第三十二條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

別表 (第十四條関係)

| 科目 | 試験委員 |
|--------------------------------|---|
| 一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目 | 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目</p> | <p>一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p> |
| <p>三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目</p> | <p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p> |

屋外広告物法施行規則

平成 18 年国土交通省令第 58 号
最終改正 令和 2 年国土交通省令第 98 号

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十四条、第十九条第一項、第二十条第二項第三号及び第四号並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、屋外広告物法施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 屋外広告物法（以下「法」という。）第十条第二項第三号イの規定による登録を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請に係る意思の決定を証する書類
- 三 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 四 試験事務（法第十二条に規定する試験事務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録を受けようとする者が法第十三条各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
- 六 法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
- 七 試験委員の略歴を記載した書類
- 八 法第十四条第二号ロに規定する試験事務の管理に関する文書として、次に掲げるものの
 - イ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書
 - ロ 試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書
 - ハ 問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書
 - ニ 試験委員の選任及び解任の方法に関する文書
 - ホ 試験事務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書
- 九 法第十四条第二号ハに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類
- 十 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

（登録試験機関登録簿）

第二条 法第十条第二項第三号イの規定による登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験機関（法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）の名称

- 三 主たる事務所の所在地
 - 四 役員の氏名
 - 五 試験委員の氏名
- (登録事項の変更の届出)

第三条 登録試験機関は、法第十五条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

2 登録試験機関は、法第十六条又は第十七条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
- 二 選任又は解任の年月日
- 三 選任又は解任の理由
- 四 選任の場合にあつては、選任された者の略歴
- 五 役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第十三条第三号に該当しない者であることを誓約する書面
- 六 試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法別表の上欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

3 国土交通大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が法第十三条第三号に該当する場合又は法第十四条第一号に掲げる要件に適合しない場合を除き、届出があつた事項を登録試験機関登録簿に登録しなければならない。

(試験事務規程)

第四条 登録試験機関は、法第十九条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、試験事務の開始前に、申請書に試験事務規程を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第十九条第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験の受験の申込みに関する事項
- 四 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 五 試験の日程、公示方法その他の試験の実施の方法に関する事項
- 六 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項
- 七 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 八 不正受験者の処分に関する事項
- 九 帳簿(法第二十一条に規定する帳簿をいう。第七条第二項及び第三項において同じ。)
- 十 その他の試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十一 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五条 法第二十条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六条 法第二十条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号及び次条第二項において同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七条 法第二十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別

四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 登録試験機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した試験の問題及び答案用紙

(立入検査を行う職員の証明書)

第八条 法第二十三条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第九条 登録試験機関は、法第二十四条の規定により試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

附 則

この省令は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式〔略〕

一宮市屋外広告物条例

令和2年条例第65号
最終改正 令和5年条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 広告物の制限等(第3条―第16条)
- 第3章 管理、監督等(第17条―第27条)
- 第4章 屋外広告業等(第28条―第45条)
- 第5章 景観審議会への諮問(第46条)
- 第6章 雑則(第47条―第49条)
- 第7章 罰則(第50条―第55条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

▶P1

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

第2章 広告物の制限等

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び同項の規定により定められた生産緑地地区で市長が指定する区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)

▶P112

▶P112

▶P104 告示

※指定する区域無し

▶P112

▶P113

▶P113

第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域

☛P.113

(4) 一宮市文化財保護条例(昭和35年一宮市条例第20号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域で市長が指定する区域及び同項の規定により指定された記念物の場所

☛P.114

☛P.104 告示第1項

(5) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の市長が指定する区間

☛P.105-108 告示第2項

(6) 道路及び鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域

☛P.105-108 告示第2項

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地、駅前広場等の公共空地で市長が指定する区域

☛P.114

☛P.104 告示

※指定する区域無し

(8) 河川、池沼及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

☛P.104 告示

※指定する区域無し

(9) 官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校を除く。)、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館その他の公共施設の敷地

☛P.114

(10) 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地

(11) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域

☛P.104 告示

※指定する区域無し

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯

(2) 街路樹、路傍樹及び植樹帯

(3) 信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの

(4) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの

(5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

(6) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに道路上の変圧器塔及び開閉器塔

(7) 送電鉄塔及び送受信塔

(8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの

(9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

(10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定
により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項
の規定により指定された景観重要樹木

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認
めて指定する物件

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域)

第5条 市内(第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。)に
おいて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようと
する者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受
けなければならない。

(広告景観地区)

第6条 市長は、良好な景観を形成するため広告物及び掲出
物件の整備を図ることが特に必要であると認める地域を
広告景観地区として指定することができる。

2 市長は、広告景観地区を指定しようとするときは、あら
かじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、
その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなけ
ればならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、当該地域内の住
民及び当該地域内において広告物を表示し、若しくは掲
出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、同項の
縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、
市長に意見書を提出することができる。

4 前2項の規定は、広告景観地区の指定の解除及びその区
域の変更について準用する。

(広告景観指針)

第7条 市長は、広告景観地区について、良好な景観を形成
するために必要な広告物及び掲出物件の整備に関する指
針(以下「広告景観指針」という。)を定めなければならない。

2 広告景観指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物及び掲出物件の整備に関する基本構想

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の基準

3 前条第2項及び第3項の規定は、広告景観指針の決定及
び変更について準用する。

(広告景観基準の遵守)

第8条 広告景観地区内において広告物を表示し、又は掲出
物件を設置しようとする者は、当該広告物の表示又は掲
出物件の設置が当該広告景観地区に係る前条第2項第2号

☛P.115

☛P.115

☛指定する物件無し

☛P.43 規則第2条

☛P.68 様式第2号

☛P.43 規則第3条

に掲げる基準(以下「広告景観基準」という。)に適合するように努めなければならない。

(広告物を表示する者に対する指導等)

第9条 市長は、広告景観地区内における広告物の表示又は掲出物件の設置が当該広告景観地区に係る広告景観基準に適合せず、当該広告景観地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(広告物協定)

第10条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対し、技術的支援等を行うことができる。

5 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

6 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認

▶P.44 規則第4条

▶P.44 規則第5条

▶P.44 規則第6条

定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条まで、第8条、第9条及び前条第5項の規定は適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に規定するもののほか、自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件

(6) 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第4号に掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 第4条第1項第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは

☛P.115

☛P.44 規則第8条
P.53 別表第1第1項

☛P.44 規則第8条
P.54 別表第1第2項

☛P.44 規則第8条
P.54 別表第1第3項

☛P.44 規則第8条
P.54 別表第1第4項

商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前号に規定するもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件

(4) 前2号に規定するもののほか、第4条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札(これに類する広告物を含む。以下同じ。)、広告旗(広告の用に供する旗をいう。以下同じ。)、立看板(これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。)、広告幕(これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。)又はアドバルーンで、規則で定める基準に適合するものについては、第3条(同条第1号(第1種低層住居専用地域に係る部分に限る。))、第5号及び第6号に係る部分に限る。)及び第5条の規定は適用しない。

5 第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、同号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第3条から第5条までの規定は適用しない。

8 公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条及び第4条の規定は適用しない。

9 前各項に定めるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は設置する掲出物件

●P44 規則第8条
P54 別表第1第5項

●P44 規則第8条
P54 別表第1第6項
●P121

●P44 規則第8条
P54 別表第1第7項

●P44 規則第8条
P53 別表第1第1項
●P43 規則第2条
P61 別表第2第2項(8)

●P43 規則第2条
P61 別表第2第2項(9)

●P44 規則第8条
P54 別表第1第8項

●P43 規則第2条
P62 別表第2第2項(10)
P110 基準4

については、第3条から第5条までの規定は適用しない。
この場合において、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする国又は地方公共団体は、規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に通知するものとする。

(経過措置)

第12条 一の地域若しくは場所又は物件が第3条又は第4条第1項第11号に規定する地域若しくは場所又は物件に新たに指定された際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(この条例の規定により許可を受けていたものにあつては、市長が第15条第2項の更新の許可をしたときに限る。)については、当該指定の日から5年間は、第3条又は第4条第1項の規定は適用しない。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、この限りでない。

(禁止広告物等)

第13条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機及び道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第14条 市長は、第5条の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付けることができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 前2項の規定は、第11条第5項、第6項、又は第8項の規定による許可について準用する。この場合において、第1項中「を形成し、若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

(変更及び更新の許可)

第15条 第5条又は第11条第5項、第6項若しくは第8項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は

●P44 規則第9条

●P45 規則第10条

●P45 規則第12条

●P45 規則第11条

掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条又は第11条第5項、第6項若しくは第8項の規定による許可を受けた者は、許可の期間の満了後引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前2項の許可について準用する。

(許可の基準)

第16条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができる。

第3章 管理、監督等

(許可の表示)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可の証票を添付しなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。

☛P.45 規則第12条

☛P.45 規則第13条

☛P.45 規則第14条

☛P.46 規則第15条

P.55 別表第2

☛P.76 様式第10号

☛P.76 様式第11号

☛P.46 規則第16条第1項

P.63 別表第3

☛P.46 規則第16条第2項

☛P.46 規則第16条第3項

☛P.5

☛P.46 規則第16条第4項

(除却義務)

第20条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第23条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第12条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

(措置命令等)

第21条 市長は、第3条から第5条まで、第13条、第18条又は前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項等)

第22条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 法第8条第2項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間)、一宮市公告

▶P3

▶P3

▶P.122

式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項に規定する掲示場に掲示して行わなければならない。

3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日

(2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月

(3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第14条第1項(同条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第15条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示

☛P4

☛P4

☛P4

☛P4

☛P4

☛P4

☛P47 規則第17条

☛P79 様式第14号

す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第25条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合において、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第26条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第27条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示する者、掲出物件を設置する者又は当該広告物及び掲出物件を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

☛P.47 規則第18条

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

☛P.47 規則第18条

- 3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

☛P.47 規則第18条

- 4 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

☛P.47 規則第18条

第4章 屋外広告業等

(屋外広告業の登録)

第28条 市内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もう

とする者は、更新の登録を受けなければならない。

- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第29条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
 - (5) 営業所ごとの業務主任者の氏名
- 2 前項の申請書には、申請者が第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第30条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第31条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければな

☛P47 規則第19条

☛P47 規則第20条第1項

☛P85 様式第20号

☛P47 規則第20条第2項

☛P87-88 様式第22号

☛P48 規則第21条

らない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者(第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第41条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
 - (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
(登録事項の変更の届出)
- 第32条** 屋外広告業者は、第29条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第29条第2項の規定は、第1項の規定による届出につい

▶P.122

▶P.122

▶P.48 規則第22条

▶P.48 規則第23条第1項

▶P.48 規則第23条第2項

て準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第33条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供し
なければならない。

(廃業等の届出)

第34条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するこ
ととなったときは、当該各号に定める者は、その日(第2
号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内
に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出
なければならない。

(1) 屋外広告業を廃止したとき。屋外広告業者であつ
た者

(2) 死亡したとき。その相続人

(3) 法人が合併により消滅したとき。その法人を代表
する役員であつた者

(4) 法人について破産手続開始の決定があつたとき。
その破産管財人

(5) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由に
より解散したとき。その清算人

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至
つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第35条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失つた
とき、又は第41条第1項の規定により屋外広告業者の登録
を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消し
なければならない。

(講習会)

第36条 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し
必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催
しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、
規則で定める。

(業務主任者の設置)

第37条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる
者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を
行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が
広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識に
ついて行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

●P48 規則第24条

●P48 規則第25条

●P49 規則第26条

●P49 規則第27条
～第29条

●P5

| | |
|--|-------------------|
| (3) 都道府県又は <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項</u> の指定都市若しくは本市以外の <u>同法第252条の22第1項</u> の中核市の行う講習会の課程を修了した者 | ☛P.122 |
| | ☛P.123 |
| (4) <u>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条</u> の公共職業訓練若しくは <u>同法第24条第3項</u> の認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、 <u>同法第28条第1項</u> の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は <u>同法第44条第1項</u> の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者 | ☛P.123 |
| | ☛P.124 |
| | ☛P.124 |
| (5) 市長が、 <u>規則で定めるところ</u> により、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者 | ☛規則無し |
| 2 業務主任者は、次に掲げる業務を統括するものとする。 | |
| (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務 | |
| (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務 | |
| (3) 第39条に規定する帳簿に同条の規則で定める事項を記載し、又は記録する業務 | |
| (4) 前3号に掲げるもののほか、当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務 | |
| (標識の掲示) | |
| 第38条 屋外広告業者は、 <u>規則で定めるところ</u> により、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他 <u>規則で定める事項</u> を記載した <u>標識</u> を掲げなければならない。 | ☛P.50 規則第30条 |
| (帳簿の備付け等) | ☛P.50 規則第30条 |
| | ☛P.97 様式第31号、第32号 |
| | ☛P.50 規則第31条 |
| 第39条 屋外広告業者は、 <u>規則で定めるところ</u> により、その営業所ごとに帳簿(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもって作成するものを含む。以下同じ。)を備え、その営業に関し <u>規則で定める事項</u> を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。 | |
| (屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告) | ☛P.50 規則第31条 |
| 第40条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがで | |

きる。

(登録の取消し等)

第41条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第31条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第31条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(愛知県知事の登録を受けた者に関する特例)

第42条 第28条から第33条まで、第35条及び第41条の規定は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「愛知県条例」という。)の規定による屋外広告業の登録を受けている者については、適用しない。

▶P124

2 前項に規定する者であって市内において屋外広告業を営む者については、第28条第1項の登録を受けた者とみなして、第34条及び第37条から第40条までの規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、市内において屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は市内において屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

▶P51 規則第32条

4 屋外広告業者が愛知県条例の規定による登録を受けたときは、その者に係る第28条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

▶P126

5 市長は、第1項に規定する者であって市内において屋外広告業を営む者が、前条第1項第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は第3項後段の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて市内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 第31条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場

合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第43条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、第41条第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(立入検査等)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(広告主の責務等)

第45条 広告主(屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件(以下この条において「広告物等」という。)の管理を委託する者をいう。以下同じ。)は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主に対し、当該広告物等の除却その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、広告主が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該広告主に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 景観審議会への諮問

▶P51 規則第33条

▶P51 規則第34条

▶P52 規則第35条

(景観審議会への諮問)

第46条 市長は、次に掲げる場合においては、一宮市景観条例(令和2年一宮市条例第79号)第32条第1項に規定する一宮市景観審議会(以下この条において「景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 第3条第1号、第4号から第8号まで若しくは第11号若しくは第4条第1項第11号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
 - (2) 第6条第1項の規定による広告景観地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はその区域を変更しようとするとき。
 - (3) 第7条第1項に規定する広告景観指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。
 - (4) 第10条第1項の規定による広告物協定の認定をし、同条第3項の規定によるその変更の認定をし、又は同条第6項の規定によるその廃止の認定をしようとするとき。
 - (5) 第11条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号、第2号若しくは第4号、第4項、第7項若しくは第8項若しくは第16条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- 2 市長は、前項第2号又は第3号に掲げる場合において、景観審議会の意見を聴こうとするときは、第6条第3項(同条第4項及び第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

第6章 雑則

(告示等)

第47条 市長は、第3条第1号、第4号から第8号まで若しくは第11号若しくは第14号若しくは第4条第1項第11号の規定による指定をし、若しくはこれらを変更したとき、第6条第1項の規定による広告景観地区の指定をし、若しくはこれを解除し、若しくはその区域を変更したとき又は第7条第1項に規定する広告景観指針を定め、若しくはこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

- 2 市長は、第10条第1項の規定による広告物協定の認定をし、同条第3項の規定によるその変更の認定をし、又は同条第6項の規定によるその廃止の認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(手数料)

第48条 この条例の規定による許可(許可の更新を含む。)を受けようとする者(貼紙、貼札、広告旗、立看板、広告幕又はアドバルーンを表示するための許可を受けようとする政治資金規正法第6条第1項の規定による届出をした政治団体を除く。)、屋外広告業の登録(登録の更新を含む。)を受けようとする者又は第36条第1項の講習会の講習を受けようとする者から、別表左欄に掲げる事務につき、同表右欄に掲げる手数料を徴収する。

- 2 手数料の徴収方法は、規則で定めるところによる。
- 3 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、第1項の許可に係る手数料を減免することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第41条第1項又は第42条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第51条 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第37条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第53条 第24条第1項若しくは第44条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、

▶P.121

▶P.52 規則第36条

▶P.43 規則

若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して第50条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第34条第1項又は第42条第3項の規定による届出を怠った者
- (2) 第38条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第39条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第19条第2項の規定は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に愛知県条例の規定により表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、施行日から5年間(愛知県条例の規定により許可を受けているものにあつては当該許可の期間)は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、この限りでない。
- 3 前項の規定により表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、施行日から5年を経過する日までの間に愛知県条例の規定による許可の期間を満了したものについては、市長は、第15条第2項の規則で定めるところによらずに同項に規定する更新の許可をすることができる。

▶P.124

▶P.45 規則第12条

▶P.126

▶P.45 規則第14条

この場合においては、第3条、第4条及び第16条の規定は適用しないものとする。

- 4 施行日前に愛知県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為(次項に規定する届出を除く。)で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 ▶P.124
- 5 この条例の施行の際現に愛知県条例第20条第1項又は第3項の規定により屋外広告業の登録を受けている者が、施行日以降引き続き一宮市の区域内において屋外広告業を営もうとする場合は、施行日から6月を経過するまでの間は、第42条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をしないで屋外広告業を営むことができる。
(禁止地域等の指定等の特例) ▶P.126
- 6 第46条第1項の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、審議会の意見を聴かないで、施行日の前日において愛知県条例第3条の規定による禁止地域とされていた地域又は場所を第3条の規定による地域又は場所として指定することができる。 ▶P.124

付則(令和5年3月23日条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第48条関係)

| 事務 | 手数料 | | | | | |
|-----------------------------------|--------------|-------------------------------------|---------------------|-----------------|-------------------------|--------------|
| | 名称 | 金額 | | | | |
| この条例の規定に基づく許可(許可の更新を含む。)の申請に対する審査 | 屋外広告物許可申請手数料 | 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び掲出物件 | ネオンサインその他電飾設備を有し | 許可期間が1年以内のもの | 広告表示面積5平方メートルにつき 900円 | |
| | | | ネオンサインその他電飾設備を有するもの | 許可期間が1年を超えるもの | 広告表示面積5平方メートルにつき 1,300円 | |
| | | 電柱又は街灯柱を利用する広告 | ネオンサインその他電飾設備を有し | 許可期間が1年以内のもの | 1個につき 200円 | |
| | | | ネオンサインその他電飾設備を有するもの | 許可期間が1年を超えるもの | 1個につき 300円 | |
| | | 立看板又は広告旗 | | | 1枚につき 100円 | |
| | | 貼紙 | | | 100枚につき 400円 | |
| | | 貼札 | | | 1枚につき 40円 | |
| | | 広告幕又は広告網 | | | 1枚につき 400円 | |
| | | アドバルーン | | | 1個につき 700円 | |
| | | その他の広告物 | 許可期間が1年以内のもの | | 1個につき 100円 | |
| | | | 許可期間が1年を超えるもの | | 1個につき 160円 | |
| | | 屋外広告業の登録(登録の更新を含む。)の申請に対する審査 | 屋外広告業登録申請手数料 | 1件につき 11,000円 | | |
| | | 講習会の開催 | 講習手数料 | 広告物に係る法令に関する科目 | | 1人につき 1,800円 |
| | | | | 広告物の表示の方法に関する科目 | | 1人につき 1,100円 |
| 広告物の施工に関する科目 | | | | 1人につき 1,100円 | | |

一宮市屋外広告物条例施行規則

令和3年規則第13号

最終改正 令和5年規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条並びに第11条第5項、第6項及び第8項の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する屋外広告物許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可を受けようとする屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)が別表第2の2(3)から(7)までに掲げる広告物又は掲出物件(以下「簡易な広告物等」という。)であるときは、この限りでない。

- (1) 設計図(位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図等)
- (2) 仕様書(形状、寸法、構造等)
- (3) 色彩広告面模写図
- (4) 建築物に掲出物件を設置しようとするときにあつては、建築物の立面図及び構造図
- (5) 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、当該表示又は設置について、その承諾を得たことを証する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(広告景観地区の指定等の案の公告)

第3条 条例第6条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告景観地区の名称
- (2) 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更に係る土地の区域
- (3) 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更の案の縦覧場所

2 条例第7条第3項において準用する条例第6条第2項の規

●P.67 様式第1号

定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告景観指針の決定又は変更の案の概要
- (2) 広告景観指針の決定又は変更の案の縦覧場所
(広告物協定の認定の申請)

第4条 条例第10条第1項の規定により、広告物協定の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告物協定認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 広告物協定の協定書の写し
- (2) 広告物協定地区の区域を示す図面
- (3) 広告物協定締結者名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(広告物協定変更の認定の申請)

第5条 条例第10条第3項の規定により、広告物協定の変更の認定を受けようとする者は、広告物協定変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告物協定変更認定申請書には、前条第2項各号に掲げる図書(当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(広告物協定廃止の認定の申請)

第6条 条例第10条第6項の規定により、広告物協定の廃止の認定を受けようとする者は、広告物協定廃止認定申請書を市長に提出しなければならない。

(広告物協定の認定通知)

第7条 市長は、条例第10条第1項、第3項又は第6項の認定をしたときは、広告物協定認定通知書を当該認定を受けた者に送付するものとする。

(適用除外の基準)

第8条 条例第11条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号、第2号及び第4号、第4項並びに第7項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(通知免除の基準)

第9条 条例第11条第9項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 官公署の建物又はその敷地内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合
- (2) 表示する広告物又は設置する掲出物件の広告表示

☛P.69 様式第3号

☛P.70 様式第4号

☛P.71 様式第5号

☛P.72 様式第6号

面積が5平方メートル以下である場合
(国又は地方公共団体の通知)

第10条 条例第11条第9項の規定による通知は、屋外広告物通知書によるものとする。

2 前項に規定する屋外広告物通知書には、第2条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。
(許可の期間)

第11条 条例第14条第2項(条例第15条第3項において準用する場合を含む。)の許可の期間は、簡易な広告物等については3月以内、それ以外の広告物及び掲出物件については3年以内とする。
(軽微な変更等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物又は掲出物件をその許可当時の表示内容、意匠、色彩、形状又は許可に特に付けられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り変えるとき。
- (2) 掲出物件の位置及び形状を変更することなく、広告物を短期間に定期的に変更するとき。

(変更等の許可の申請)

第13条 条例第15条第1項の規定により、変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する屋外広告物変更等許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第2条第2項各号に掲げる図書のうち変更又は改造に係るもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(更新許可の申請)

第14条 条例第15条第2項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の14日前までに屋外広告物更新許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する屋外広告物更新許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 屋外広告物安全点検報告書(許可期間の満了の前日3月以内に実施した条例第19条第1項の規定による点検に係るものに限る。)
- (2) 広告物又は掲出物件のカラー写真(許可期間の満了の前日3月以内に撮影したのものに限る。)

☛P.73 様式第7号

☛P.74 様式第8号

☛P.75 様式第9号

☛P.77 様式第12号

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(許可の基準)

第15条 条例第16条第1項の許可の基準は、別表第2のとおりとする。

(点検)

第16条 条例第19条第1項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 条例第19条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貼紙、貼札(これらに類する広告物を含む。以下同じ。)及び広告旗(広告の用に供する旗をいう。以下同じ。)

(2) 条例第11条第1項各号及び第2項第4号から第7号までに掲げる広告物又は掲出物件

(3) 条例第11条第4項又は第9項の規定に該当する広告物又は掲出物件

3 条例第19条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さが4メートルを超えるものとする。

(1) 広告板、広告塔及びアーチ

(2) 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

(3) 建築物又は工作物の壁面広告(映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。)

(4) 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

(5) アーケード広告

4 条例第19条第2項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士の資格を有する者

☛P.127

(2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

☛P.127

(3) 前2号に掲げる者のほか、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として市長が認める者

☛P.5

☛P.66 要綱第4条

(許可の取消し)

第17条 市長は、条例第23条の規定による許可の取消しをしたときは、屋外広告物許可取消通知書に取消しの理由を示して当該許可を受けた者に送付するものとする。

(管理者等の届出)

第18条 条例第27条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる区分により、それぞれ当該右欄に定める届によるものとする。

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 条例第27条第1項の規定による届出 | <u>屋外広告物設置者等の変更届</u> |
| 条例第27条第2項の規定による届出 | <u>屋外広告物設置者等の氏名等変更届</u> |
| 条例第27条第3項の規定による届出 | <u>屋外広告物除却届</u> |
| 条例第27条第4項の規定による届出 | <u>屋外広告物滅失届</u> |

(更新の登録の申請期限)

第19条 条例第28条第3項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期限の満了の日の30日前までに申請しなければならない。

(登録の申請)

第20条 条例第29条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書とする。

2 条例第29条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第28条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。次号イにおいて同じ。)

(2) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア イに掲げる申請者以外の申請者 当該申請者の住民票の写し(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。イ及び第5号において同じ。)

イ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である申請者 当該申請者の住民票の写し及びその法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)

☛P.78 様式第13号

☛P.80 様式第15号

☛P.81 様式第16号

☛P.82 様式第17号

☛P.83 様式第18号

☛P.84 様式第19号

| | |
|---|---|
| <p>(3) 申請者(申請者が法人である場合にあってはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員))の略歴を記載した書面</p> <p>(4) 申請者が選任した業務主任者が条例第37条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>(5) 申請者が選任した業務主任者の住民票の写し</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(登録通知書の交付)</p> <p>第21条 条例第30条第2項の規定による通知は、<u>屋外広告業登録通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(登録の拒否の通知書の交付)</p> <p>第22条 条例第31条第2項の規定による通知は、<u>屋外広告業登録拒否通知書</u>により行うものとする。</p> <p>(登録事項の変更の届出の様式等)</p> <p>第23条 条例第32条第1項の規定による変更の届出は、<u>屋外広告業登録事項変更届</u>を提出してしなければならない。</p> <p>2 条例第32条第3項において準用する条例第29条第2項の規則で定める書類は、第20条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るものその他市長が必要と認める書類とする。</p> <p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第24条 条例第33条の規定による屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、条例第29条の規定による屋外広告業の登録申請を受け付ける場所で行うものとする。</p> <p>2 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、<u>屋外広告業者閲覧申込書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、登録簿の管理のため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(廃業等の届出の様式)</p> <p>第25条 条例第34条第1項の規定による廃業等の届出は、<u>屋</u></p> | <p>☛P.86 様式第21号</p> <p>☛P.89 様式第23号</p> <p>☛P.90 様式第24号</p> <p>☛P.91 様式第25号</p> <p>☛P.92 様式第26号</p> <p>☛P.93 様式第27号</p> |
|---|---|

外広告業廃業等届を提出してしなければならない。

(講習会の開催)

第26条 市長は、条例第36条第1項の講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、場所その他講習会に関し必要な事項を公告するものとする。

(講習会の受講手続)

第27条 講習会において講習を受けようとする者は、講習会受講申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する講習会受講申請書を受理したときは、講習会受講票を当該申請をした者に交付するものとする。

(講習科目等)

第28条 講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物に係る法令に関する科目
- (2) 広告物の表示の方法に関する科目
- (3) 広告物の施工に関する科目

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

3 前項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を前条第1項に規定する講習会受講申請書に添付しなければならない。

(講習会修了証書)

第29条 市長は、講習会において講習を修了した者に対し、

☛P.94 様式第28号

☛P.95 様式第29号

☛P.127

☛P.128

☛P.128

☛P.123

☛P.124

☛P.124

講習会修了証書を交付するものとする。

(標識の掲示)

第30条 条例第38条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日又は届出番号及び届出年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名
(帳簿の備付け等)

第31条 条例第39条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 当該表示又は設置の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 条例第39条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに記載し、又は記録しなければならない。
- 3 条例第39条の帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。
- 4 屋外広告業者(条例第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、条例第39条の帳簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもって作成する場合においては、当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、条例第39条の規定による帳簿の備付け及び保存を、当該帳簿(電磁的記録をもって作成するものを除く。)に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するフ

▶P.96 様式第30号

▶P.98 様式第33号

ファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。

- 6 屋外広告業者は、条例第39条の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもって作成する帳簿(前項の規定による当該帳簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。)により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該営業所において屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面に出力することができるようにしなければならない。

(特例屋外広告業者の届出)

第32条 条例第42条第3項の規定による届出は、特例屋外広告業届を提出してしなければならない。

☛P.99 様式第34号

- 2 前項の特例屋外広告業届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)第20条第1項の登録を受けたことを証する書面

☛P.126

(2) 第20条第2項第4号に掲げる書面

- 3 市長は、第1項の特例屋外広告業届を受理したときは、特例屋外広告業届出済証を当該届出をした者に交付するものとする。

☛P.100 様式第35号

- 4 条例第42条第3項後段の規定による届出に係る事項の変更の届出は、特例屋外広告業届出事項変更届を提出してしなければならない。

☛P.101 様式第36号

- 5 前項の場合において業務主任者を変更したときは、当該業務主任者に係る第2項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 6 条例第42条第3項後段の規定による廃止の届出は、特例屋外広告業廃業等届を提出してなければならない。

☛P.102 様式第37号

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第33条 第24条の規定は、条例第43条第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供する場合について準用する。

☛P.103 様式第38号

(屋外広告業者監督処分簿の登載事項)

第34条 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該屋外広告業者の登録番号及び登録年月日又は

届出番号及び届出年月日

- (3) 処分の原因となった事実
- (4) 過去に受けた処分
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(公表の方法)

第35条 条例第45条第3項の規定による公表は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(令5規則1・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第36条 条例第48条第2項の規定による手数料は、許可(変更、改造及び更新の許可を含む。)の申請の際、屋外広告業の登録(登録の更新を含む。)の申請の際又は講習会の受講申請の際に、納付書により納付しなければならない。

(帳票)

第37条 条例及びこの規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- (1) 屋外広告物許可申請書
- (2) 屋外広告物許可書
- (3) 広告物協定認定申請書
- (4) 広告物協定変更認定申請書
- (5) 広告物協定廃止認定申請書
- (6) 広告物協定認定通知書
- (7) 屋外広告物通知書
- (8) 屋外広告物変更等許可申請書
- (9) 屋外広告物更新許可申請書
- (10) 許可の証票
- (11) 許可印
- (12) 屋外広告物安全点検報告書
- (13) 屋外広告物許可取消通知書
- (14) 身分証明書
- (15) 屋外広告物設置者等の変更届
- (16) 屋外広告物設置者等の氏名等変更届
- (17) 屋外広告物除却届
- (18) 屋外広告物滅失届
- (19) 屋外広告業登録申請書
- (20) 誓約書
- (21) 登録申請者の略歴書
- (22) 屋外広告業者登録簿

▶P.122

▶P.65 要綱第3条

- (23) 屋外広告業登録通知書
- (24) 屋外広告業登録拒否通知書
- (25) 屋外広告業登録事項変更届
- (26) 屋外広告業者閲覧申込書
- (27) 屋外広告業廃業等届
- (28) 講習会受講申請書
- (29) 講習会受講票
- (30) 講習会修了証書
- (31) 屋外広告業者登録票
- (32) 特例屋外広告業者届出済票
- (33) 屋外広告業取引帳簿
- (34) 特例屋外広告業届
- (35) 特例屋外広告業届出済証
- (36) 特例屋外広告業届出事項変更届
- (37) 特例屋外広告業廃業等届
- (38) 屋外広告業者監督処分簿
(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に
関し必要な事項は、市長が定める。

☛P.65 要綱
P.110 基準

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項及び第4項の規定は、令和3年7月1日から施行する。

付 則(令和5年3月23日規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する

別表第1(第8条関係)

- 1 条例第11条第2項第1号の場合
 - (1) 条例第3条各号に掲げる地域又は場所においては、
広告表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
 - (2) 条例第3条第1号の地域においては、ネオンサイン
等及び点滅する電飾設備を使用していないこと。
 - (3) 条例第3条第1号の地域においては、建築物の棟上
に表示し、又は設置していないこと。
 - (4) 条例第3条各号に掲げる地域又は場所以外の地域
においては、広告表示面積の合計が20平方メートル
(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定
により定められた第1種中高層住居専用地域、第1
種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域では、10
平方メートル)以下であること。

☛P.110 基準2

☛P.112

- (5) 特定の商品名等を誇張して表示していないこと。
- (6) 蛍光塗料を使用していないこと。
- (7) 別表第2(2(1)ア、2(1)イ、2(1)ウ(エ)、2(1)キ、2(6)ア及びイ並びに2(8)から2(10)までを除く。)に定める基準に適合していること。
- 2 条例第11条第2項第2号の場合
 - (1) 広告表示面積の合計が3平方メートル以下であること。
 - (2) 別表第2の1、2(1)ウ(ウ)、2(1)オ(ア)及び2(1)カ((アを除く。))に定める基準に適合していること。
- 3 条例第11条第2項第3号の場合
 - (1) 工事期間中に限り表示されること。
 - (2) 宣伝の用に供しないこと。
- 4 条例第11条第3項第1号の場合
別表第2の1及び2(2)に定める基準に適合していること。
- 5 条例第11条第3項第2号の場合
 - (1) 広告表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
 - (2) 別表第2の1及び2(1)オ(ウ)に定める基準に適合していること。
- 6 条例第11条第3項第4号の場合
 - (1) 周囲の景観と調和していること。
 - (2) 宣伝の用に供しないこと。
- 7 条例第11条第4項の場合
 - (1) 表示又は設置の期間が3月以内であること。
 - (2) 表示又は設置の期間の始期及び終期並びに設置者又は管理者の氏名及びその連絡先を明示していること。
 - (3) 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあっては、当該表示又は設置についての承諾を得ていること。
 - (4) 別表第2の1及び2(3)から(7)までに定める基準に適合すること。
- 8 条例第11条第7項の場合
 - (1) 広告表示面積が表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの3分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。
 - (2) 1施設又は1物件に1個であること。
 - (3) 別表第2の1、2(1)ウ(ウ)及び(オ)、2(1)カ(イ)か

ら(エ)まで並びに2(2)イに定める基準に適合していること。

別表第2(第15条関係)

1 共通基準

- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- (2) 原色を過度に使用していないこと。
- (3) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- (5) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。
- (6) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- (7) 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- (8) 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
- (9) 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

☛P.110 基準1

2 個別基準

- (1) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類するもの
ア 道路及び鉄道の市長が別に告示で指定する区間に設置する広告板及び広告塔
(ア) 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。
(イ) 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

☛P.110 基準3

☛P.105-108 告示第2項

☛P.110 基準1

イ 道路及び鉄道に接続する地域で、市長が別に告示で指定する区域(以下「指定区域」という。)に設置する広告板及び広告塔(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件(以下この表において「自家用広告物」という。)及び自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲

☛P.105-108 告示第2項

出物件であって自家用広告物以外のもの(以下この表において「管理用広告物」という。)を除く。)

(ア) 規模及び設置する位置は、次のとおりとすること。

| 種別 | 指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する区域 | | 指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路及び鉄道等に接続する区域 | |
|----------|------------------------------|------------|--|------------|
| | 広告板 | 広告塔 | 広告板 | 広告塔 |
| 幅又は長さ | 20メートル以下 | 5メートル以下 | 15メートル以下 | 3メートル以下 |
| 地表からの高さ | 10メートル以下 | 20メートル以下 | 10メートル以下 | 15メートル以下 |
| 広告表示面積 | 50平方メートル以下 | 50平方メートル以下 | 35平方メートル以下 | 35平方メートル以下 |
| 路端からの距離 | 500メートル以上 | 500メートル以上 | 100メートル以上 | 100メートル以上 |
| 広告物相互の間隔 | 300メートル以上 | 300メートル以上 | 50メートル以上 | 50メートル以上 |

(イ) 指定区域に設置するもののうち、道標、案内図板その他公共的目的をもったもの又は公衆の利便に供することを目的とするものについては、次のとおりとすること。この場合において、(ア)の規定は、適用しない。

- a 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。
- b 地表からの高さは、5メートル以下とすること。
- c 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。
- d 脚部に広告を表示していないこと。
- e 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。
 - (a) 事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限ること。
 - (b) 1事業所に原則として1個とすること。

- (ウ) 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。
- (エ) 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
- ウ アに規定する区間及び指定区域以外の地域の広告板、広告塔及びアーチ並びに指定区域の広告板及び広告塔(自家用広告物又は管理用広告物に限る。)
- (ア) 広告表示面積は、広告板にあつては35平方メートル以下、広告塔及びアーチにあつては50平方メートル以下とすること。
- (イ) 地表からの高さは、10メートル以下とすること。
- (ウ) 脚部に広告を表示していないこと。
- (エ) 道路を横断するアーチにあつては、その下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
- (オ) 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
- エ 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの
- (ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するもの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの3分の2以下とすること。
- (イ) 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積は20平方メートル以下で、地表からの高さは10メートル以下とすること。
- オ 建築物又は工作物の壁面広告
- (ア) 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。
- (イ) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあるものの広告表示面積は、20平方メートル以下とすること。

☛P.110 基準1

☛P.110 基準1

☛P.112

(ウ) 1壁面には、同一内容のものは1個とすること。

カ 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

(ア) 1個の広告表示面積は、15平方メートル以下とすること。

(イ) 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、1メートル以下とすること。

(ウ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(エ) 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。

(オ) 交通信号機から50メートル以内のところでは、ネオンサイン等を使用しないこと。

キ アークード広告

(ア) 屋根の下面につり下げるものは、広告表示面積は3平方メートル以下で、板状又は箱状の不燃構造体とすること。

(イ) 広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。

(ウ) 柱及び軒先には広告を表示しないこと。

(エ) 原則として同一商店街では規格を統一すること。

(2) 電柱及び街灯柱を利用する広告

ア 電柱広告

(ア) 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面又は地表から1.2メートルより3.4メートルの高さに表示すること。

(イ) 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱1本当たりの総表示面積は、1平方メートル以下とすること。

(ウ) 添加するものは、道路中心線に直角に道路

▶P.110 基準2

中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること(歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から5メートル以上とする場合を除く。)

- (エ) 添加するものは、電柱1本につき1個とすること。
- (オ) 添加するものは、横0.45メートル、縦1.2メートル以下で、垂直に電柱から0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。
- (カ) 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
- (キ) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

▶P.110 基準1

イ 街灯柱広告

- (ア) 街灯柱1本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、1個とすること。
- (イ) 塗り付けるものは、横0.3メートル、縦0.8メートル以下で、その下端の高さは路面又は地表から2.5メートル以上とすること。
- (ウ) 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。
- (エ) 添加するものは、横0.45メートル、縦0.9メートル以下で、厚さ0.15メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。
- (オ) 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては3メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては2.5メートル以上、その他の道路にあつては4.5メートル以上とすること。
- (カ) 添加するものは、交通信号機から50メー

- ル以内のところでは、ネオンサイン等を使用しないこと。
- (キ) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。
- (3) 貼紙及び貼札
- ア 貼紙の大きさは、1.5平方メートル以下とすること。
- イ 貼紙は、容易に除却できるような方法で表示すること。
- ウ 貼札の大きさは、0.3平方メートル以下とすること。
- エ 貼札は、同一壁面には2枚以内とすること。
- (4) 広告旗
- ア 表示面の大きさは、横0.9メートル、縦1.8メートル以下とすること。ただし、添加するものの表示面の大きさは、横0.45メートル、縦0.9メートル以下とすること。
- イ 添加するものを除き、地上から上端までの高さは、3メートル以下とすること。
- ウ 添加するものの下端の路面又は地表からの高さは、道路にあってはその道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあっては2.5メートル以上、その他の道路にあっては4.5メートル以上とすること。
- エ 添加するものを除き、倒伏しないように表示すること。
- オ 3本以上並列する場合は、等間隔に並べること。
- (5) 立看板(これに類する広告物又は掲出物件を含む。)
- ア 表示面の大きさは、横0.9メートル、縦1.8メートル以下とすること。
- イ 脚の長さは、0.3メートル以下とすること。
- ウ 併用広告は、下端に表示すること。
- エ 倒伏しないように表示すること。
- オ 3枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。
- (6) 広告幕(これに類する広告物を含む。)
- ア 道路を横断するものは、幅1メートル以下とすること。
- イ 道路を横断するものの下端の路面からの高さは、

☛P.110 基準2

☛P.110 基準1

その道路管理者の定める基準に適合していること。
ただし、当該基準が定められていない場合は、4.5メートル以上とすること。

ウ 一辺の長さ15メートル以下、広告表示面積22.5平方メートル以下とすること。

エ 建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。

オ 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

▶P.110 基準1

(7) アドバルーン

ア 掲揚高度は、地表から20メートル以上45メートル以下とすること。

イ 添加する広告は、幅1.5メートル、長さ15メートル以下の網に布片等で表示し、主綱に十分緊結すること。

ウ 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。

エ 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時には、掲揚しないこと。

オ 掲揚作業及び降下作業時の危険防止の措置がとられていること。

(8) 条例第11条第5項に規定するもの

ア 広告表示面積の合計が20平方メートル以下であること。

イ 条例第3条第1号の地域においては、ネオンサイン等及び点滅する電飾設備を使用していないこと。

ウ 条例第3条第1号の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。

エ 蛍光塗料を使用していないこと。

オ (1)から(7)まで((1)ア、(1)イ、(1)ウ(エ)、(1)キ並びに(6)ア及びイを除く。)に定める基準に適合していること。

▶P.110 基準2

(9) 条例第11条第6項に規定するもの

ア 広告表示面積は、5平方メートル以下とすること。

イ 地表からの高さは、5メートル以下とすること。

ウ 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。ただし、広告物の表示、掲出物件の設置若しくは広告物若しくは掲出物件の管理(以下「広告物の表示等」という。)をし、又は広告物の表示等に係る費用を負

- 担するもの(以下「広告物の表示者等」という。)の名称、所在地、事業案内その他これらに類するもの(以下「名称等」という。)を併せて表示する場合における当該名称等を表示する部分の表示内容については、この限りでない。
- エ 広告物の表示者等の名称等を併せて表示するものについては、次のとおりとすること。
- (ア) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又は掲出物件であること。
 - (イ) 表示又は設置の場所が条例第3条第1項第5号の区間内、同項第6号の区域内の道路及び鉄道の区間内、同項第7号の区域内又は同項第9号の敷地内であること。
 - (ウ) 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の広告表示面積が広告表示面積の合計の10分の3以下であること。
 - (エ) 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の1者当たりの広告表示面積が0.5平方メートル以下であること。
- オ 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。
- (ア) 条例第3条第1項第5号の区間から当該事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限ること。
 - (イ) 表示又は設置の場所が、条例第3条第1項第6号の区間で、かつ、表示又は設置の場所から当該事業所までの距離が1キロメートル以内とすること。
 - (ウ) 1事業所等に原則として1個とすること。
- カ 条例第3条第1項第5号の区間及び同項第6号の区域に設置する広告板及び広告塔の形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。
- キ (1)から(6)まで((1)イ、(1)ウ(ア)及び(イ)、(1)エ(イ)、(1)オ(イ)、(1)カ(ア)及び(5)ウを除く。)に定める基準に適合していること。
- (10) 条例第11条第8項に規定するもの
- ア 当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する団体が広告料を受ける場合は、その広告料は

その全部又は一部を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てること。

イ 表示又は設置の期間が3月以内であること。ただし、自家用広告物若しくは管理用広告物又は市長が公益上必要と認めるものは、この限りでない。

ウ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与すると市長が特に認めたものであること。

エ 当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置について関係機関との調整がなされたものであること。

(11) 光の投影により建築物等に直接表示される広告物

ア 景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと。

イ 光源から投影面までの間(以下「投影経路」という。)に道路が含まれる場合は、投影経路が道路構造令(昭和45年政令第320号)第12条に定める建築限界を侵さないこと。

ウ 光によって交通信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん感するおそれがないこと。

エ 投影面は、(1)から(7)までに定める基準に適合していること。

☛P.111 基準5

☛P.111 基準5

☛P.129

別表第3(第16条関係)

| 点検の箇所 | 点検の項目 |
|-----------|--|
| 基礎部及び上部構造 | (1) 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 (2) 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 (3) 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無 |
| 支持部 | (1) 鉄骨接合部分(溶接部及びプレート)の腐食、変形及び隙間の有無 (2) 鉄骨接合部品(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無 |

| | |
|-------------|--|
| 取付部 | <ul style="list-style-type: none"> (1) アンカーボルト及び取付部プレート の腐食及び変形の有無 (2) 溶接部の劣化及びコーキングの劣化 等の有無 (3) 取付対象部分(柱、壁及びスラブ)及び 取付部周辺の異常の有無 |
| 広告板及び 文字 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 表示面板及び切り文字等の腐食、破損 及び変形並びにビス等の欠落の有無 (2) 側板及び表示面板押さえの腐食、破 損、ねじれ、変形及び欠損の有無 (3) 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰 まりの有無 |
| 照明装置 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 照明装置の不点灯及び不発光の有無 (2) 照明装置の取付部の破損、変形、さび 及び漏水の有無 (3) 周辺機器の劣化及び破損の有無 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ その他附属品)の腐食及び破損の有無 (2) 避雷針の腐食及び損傷の有無 |

一宮市屋外広告物条例施行規則に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市屋外広告物条例施行規則（令和3年一宮市規則第13号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(許可の証票等の様式)

第2条 一宮市屋外広告物条例（令和3年一宮市条例第65号。以下「条例」という。）第17条に規定する許可の証票及び許可印は、次の表によるものとする。

| 様式 | 名称 | 備考 |
|--------|-------|----|
| 様式第10号 | 許可の証票 | |
| 様式第11号 | 許可印 | |

(帳票の様式)

第3条 規則第37条に定める帳票の様式は、次の表によるものとする。

| 様式 | 申請書等の名称 | 根拠条項 |
|--------|------------------|--------------|
| 様式第1号 | 屋外広告物許可申請書 | 規則第2条第1項 |
| 様式第2号 | 屋外広告物許可書 | 条例第5条 |
| 様式第3号 | 広告物協定認定申請書 | 規則第4条第1項 |
| 様式第4号 | 広告物協定変更認定申請書 | 規則第5条第1項 |
| 様式第5号 | 広告物協定廃止認定申請書 | 規則第6条 |
| 様式第6号 | 広告物協定認定通知書 | 規則第7条 |
| 様式第7号 | 屋外広告物通知書 | 規則第10条 |
| 様式第8号 | 屋外広告物変更等許可申請書 | 規則第13条第1項 |
| 様式第9号 | 屋外広告物更新許可申請書 | 規則第14条第1項 |
| 様式第12号 | 屋外広告物安全点検報告書 | 規則第14条第2項第1号 |
| 様式第13号 | 屋外広告物許可取消通知書 | 規則第17条 |
| 様式第14号 | 身分証明書 | 条例第24条第2項 |
| 様式第15号 | 屋外広告物設置者等の変更届 | 規則第18条 |
| 様式第16号 | 屋外広告物設置者等の氏名等変更届 | 規則第18条 |
| 様式第17号 | 屋外広告物除却届 | 規則第18条 |
| 様式第18号 | 屋外広告物滅失届 | 規則第18条 |
| 様式第19号 | 屋外広告業登録申請書 | 規則第20条第1項 |
| 様式第20号 | 誓約書 | 条例第29条第2項 |
| 様式第21号 | 登録申請者の略歴書 | 規則第20条第2項第3号 |
| 様式第22号 | 屋外広告業登録簿 | 条例第30条 |
| 様式第23号 | 屋外広告業登録通知書 | 規則第21条 |
| 様式第24号 | 屋外広告業登録拒否通知書 | 規則第22条 |

| | | |
|----------|----------------|---------------|
| 様式第 25 号 | 屋外広告業登録事項変更届 | 規則第 23 条第 1 項 |
| 様式第 26 号 | 屋外広告業者閲覧申込書 | 規則第 24 条第 2 項 |
| 様式第 27 号 | 屋外広告業廃業等届 | 規則第 25 条 |
| 様式第 28 号 | 講習会受講申請書 | 規則第 27 条第 1 項 |
| 様式第 29 号 | 講習会受講票 | 規則第 27 条第 2 項 |
| 様式第 30 号 | 講習会修了証書 | 規則第 29 条 |
| 様式第 31 号 | 屋外広告業者登録票 | 条例第 38 条 |
| 様式第 32 号 | 特例屋外広告業者届出済票 | 条例第 38 条 |
| 様式第 33 号 | 屋外広告業取引帳簿 | 規則第 31 条 |
| 様式第 34 号 | 特例屋外広告業届 | 規則第 32 条第 1 項 |
| 様式第 35 号 | 特例屋外広告業届出済証 | 規則第 32 条第 3 項 |
| 様式第 36 号 | 特例屋外広告業届出事項変更届 | 規則第 32 条第 4 項 |
| 様式第 37 号 | 特例屋外広告業廃業等届 | 規則第 32 条第 6 項 |
| 様式第 38 号 | 屋外広告業者監督処分簿 | 規則第 33 条 |

(点検を実施するために必要な知識を有するものとして市長が認める者)

第 4 条 規則第 16 条第 4 項第 3 号に規定する必要な知識を有すると市長が認める者は、公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習修了者とする。

(標準処理期間)

第 5 条 申請書の受付から許可等までの期間は、次の表によるものとする。

| 許可等の名称 | 根拠条項 | 標準処理期間 |
|------------|---------------|--------|
| 屋外広告物許可 | 規則第 2 条第 1 項 | 14 日 |
| 広告物協定認定 | 規則第 4 条第 1 項 | 30 日 |
| 広告物協定変更認定 | 規則第 5 条第 1 項 | 30 日 |
| 広告物協定廃止認定 | 規則第 6 条 | 30 日 |
| 屋外広告物変更等許可 | 規則第 13 条第 1 項 | 14 日 |
| 屋外広告物更新許可 | 規則第 14 条第 1 項 | 14 日 |
| 屋外広告業更新登録 | 規則第 19 条 | 30 日 |
| 屋外広告業登録 | 規則第 20 条第 1 項 | 30 日 |

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (申請者)住 所
 氏 名
 (法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() ー

第 5 条
 一宮市屋外広告物条例 第 11 条第 5 項 第 11 条第 6 項 第 11 条第 8 項 の規定により次のとおり申請します。

| | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|------------|----------------|------|
| 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | |
| 地 域 区 分 | <input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 許可地域 (規則別表第2第2項第 1 号イの区域) <input type="checkbox"/> 禁止地域 | | | | |
| 広告物又は掲出 物件の概要 | 種類 | | 電飾の 有 無 | | 数量 |
| | 高さ | m | 合 計 面 積 | m ² | ※手数料 |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |
| 表示し、又は設置 する屋外広告業 者 | 住所 | 屋外広告業登録・ 特例届出番号 | | | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> 登録 | 年 月 日号 | | |
| | 電話() ー | <input type="checkbox"/> 届出 | 第 号 | | |
| 広 告 主 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| | 電話() ー | | | | |
| 広告物又は掲出 物件の管理者 | 住所 | 資格等 | | | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 | | | |
| | 電話() ー | <input type="checkbox"/> 建築士 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | () | | | |
| 工 事 予 定 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |
| 他の法令、条例又 は規則による届 出又は許可等 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 該当する□に✓を記入してください。

3 種類の欄は、広告板、広告塔、アーチ、屋上広告板、屋上広告塔、壁面広告、突き出し広告、アーケード広告、電柱広告、街灯柱広告、貼紙、貼札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーンのいずれかを記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告物許可書

第 号
年 月 日

様

一宮市長 印

一宮市屋外広告物条例 第5条 第11条第5項 第11条第6項 第11条第8項 第15条第1項 第15条第2項 の規定により、 年 月 日付けで申請の

ありました 屋外広告物については、次のとおり許可します。

| | | | |
|----------|---|------|----------------|
| 表示（設置）場所 | 一宮市 | | |
| 地域区分 | <input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 許可地域（規則別表第2第2項第1号イの区域） <input type="checkbox"/> 禁止地域 | | |
| 広告物の種類 | | 合計面積 | m ² |
| 許可期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | |
| 管理者 | 住所 氏名 | | |
| 許可条件 | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

広告物協定認定申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(申請者) 住 所.....

氏 名.....

電 話() —

一宮市屋外広告物条例第10条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|------------|------------------|
| 広告物協定の名称 | |
| 広告物協定の目的 | |
| 広告物協定の締結者数 | 人 |
| 広告物協定項目 | |
| 広告物協定の有効期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |

(添付図書)

- 1 協定書の写し
- 2 協定地区の区域を示す図面
- 3 協定締結者名簿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

広告物協定変更認定申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(申請者) 住 所.....

氏 名.....

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第10条第3項の規定により次のとおり申請します。

| | | |
|-----------------------|-----------|-------|
| 広 告 物 協 定 | 名 称 | |
| | 認 定 番 号 | 第 号 |
| | 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |

(添付図書) (変更したものに限り。)

- 1 協定書の写し
- 2 協定地区の区域を示す図面
- 3 協定締結者名簿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

広告物協定認定通知書

年 月 日

様

一宮市長 印

一宮市屋外広告物条例第10条 第1項
第3項
第6項 の規定により、 年 月 日付けで申請の

ありました 広告物協定
広告物協定の変更
広告物協定の廃止 を下記のとおり認定します。

記

- 1 広告物協定の名称
- 2 認 定 番 号
- 3 認 定 年 月 日
- 4 広告物協定の有効期間

屋外広告物通知書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

所在地

名称及び代表者氏名

電話() —

担当者

一宮市屋外広告物条例第11条第9項の規定により次のとおり通知します。

| | | | | | | |
|------------------|-----------------|---|-------|-----------------------------|--------|----------------|
| 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の概要 | 種類 | | 電飾の有無 | | 数量 | |
| | 高さ | m | 合計面積 | | | m ² |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| 表示し、又は設置する屋外広告業者 | 住所 | | | 屋外広告業登録・特例届出番号 | | |
| | 氏名 | | | <input type="checkbox"/> 登録 | 年 月 日号 | |
| | 電話() — | | | <input type="checkbox"/> 届出 | 第 号 | |
| 担当部署及び担当者 | 名称 | | | | | |
| | 所在地 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| 工事予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| | ※備考 | | | | | |

注1 ※印欄は記入してください。

2 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物変更等許可申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (申請者)住 所.....
 氏 名.....
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第 15 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|------------------|-----------------|---|--|-------|--|-----------------------------|----------------|
| 変更・改造前の許可の内容 | 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | | |
| | 地域区分 | <input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 許可地域(規則別表第2第2項第1号イの区域) <input type="checkbox"/> 禁止地域 | | | | | |
| | 広告物又は掲出物件の概要 | 種類 | | 電飾の有無 | | 数量 | |
| | | 高さ | | 合計積 | | | m ² |
| | 主な表示の内容 | | | | | | |
| | 許可年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | | | | | |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | |
| 変更の内容 | | | | | | ※手数料 | |
| | | | | | | | |
| 変更後の表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | |
| 表示し、又は設置する屋外広告業者 | 住所 | | | | | 屋外広告業登録・特例届出番号 | |
| | 氏名 | | | | | <input type="checkbox"/> 登録 | |
| | 電話() ー | | | | | <input type="checkbox"/> 届出 | |
| 工事予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | |

注 1 ※印欄は記入しないでください。

2 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (申請者)住 所
 氏 名
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() —

一宮市屋外広告物条例第15条第2項の規定により次のとおり申請します。

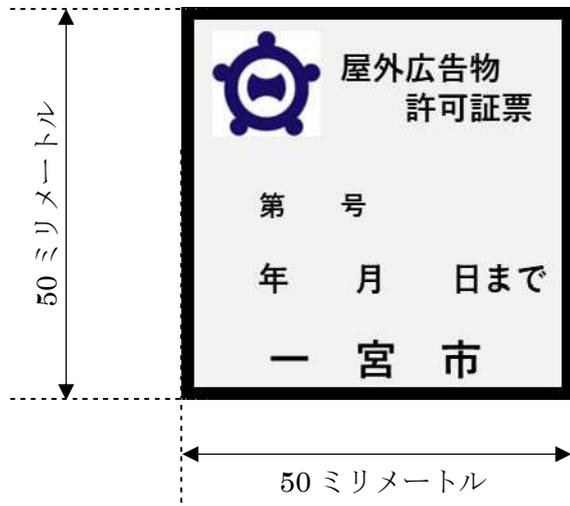
| | | | | | | |
|----------------|---|---|--------------|----------------|--|--|
| 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | | |
| 地 域 区 分 | <input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 許可地域(規則別表第2第2項第1号イの区域) <input type="checkbox"/> 禁止地域 | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の概要 | 種類 | | 電 飾 の 有 無 | | 数量 | |
| | 高さ | m | 合 面 計 積 | m ² | ※手数料 | |
| 既に受けた許可年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | | | | | |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| 広 告 主 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 電話() — | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の管理者 | 住所 | | | | 資格等 | |
| | 氏名 | | | | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| | 電話() — | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

注1 申請前3月以内に点検した屋外広告物安全点検報告書及び申請前3月以内に撮影した広告物又は掲出物件のカラー写真を添付してください。

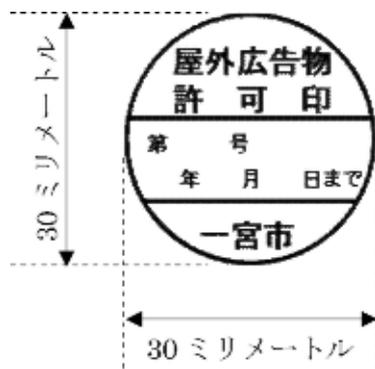
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号
許可の証票



様式第11号
許可印



屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

報告者 住 所 〒 -

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電 話 () -

一宮市屋外広告物条例第19条第1項の規定による点検の結果を次のとおり報告します。

| | | | |
|--------------------|-----------|-------|-------|
| 表示又は設置の場所 | 一宮市 | | |
| 広告物等の種類 | | | |
| 更新前の許可の 年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | | |
| 設置年月日※1 | 年 月 日 | 点検年月日 | 年 月 日 |
| 点 検 者 | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 電 話 番 号 | | |

| 点検箇所 | 点 検 項 目 | 異常の有・無 | | 改 善 の 概 要 |
|-------------|-----------------------------------|--------|---|-----------|
| | | 有 | 無 | |
| 上 部 基 礎 構 造 | 1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき | 有 | 無 | |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき | 有 | 無 | |
| | 3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化 | 有 | 無 | |
| 支 持 部 | 1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間 | 有 | 無 | |
| | 2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落 | 有 | 無 | |
| 取 付 部 | 1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形 | 有 | 無 | |
| | 2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等 | 有 | 無 | |
| | 3 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常 | 有 | 無 | |
| 広 告 板 ・ 文 字 | 1 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落 | 有 | 無 | |
| | 2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損 | 有 | 無 | |
| | 3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり | 有 | 無 | |
| 照 明 装 置 | 1 照明装置の不点灯及び不発光 | 有 | 無 | |
| | 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水 | 有 | 無 | |
| | 3 周辺機器の劣化及び破損 | 有 | 無 | |
| そ の 他 | 1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損 | 有 | 無 | |
| | 2 避雷針の腐食及び損傷 | 有 | 無 | |
| | 3 その他点検した事項（ ） | 有 | 無 | |

- 注1 当初の設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入すること。
 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、異常の有・無欄に斜線を引くこと。
 3 点検状況を撮影した写真及び点検後の広告物又は掲出物件の写真を添付すること。
 4 一宮市屋外広告物条例第19条第2項の規定により有資格者による点検が必要な場合は、点検者の資格者証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。

屋外広告物許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

一宮市長 印

一宮市屋外広告物条例第 23 条の規定により許可を取り消します。

- 1 許可年月日
- 2 許可番号
- 3 取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第14号

(表)

| | |
|--|---|
| 第 号 | |
| 身分証明書 | |
| 所属 職名 | |
| 氏名 | |
| 年 月 日生 | |
| 上記の者は、一宮市屋外広告物条例第24条第1項及び第44条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | |
| 一宮市長 | 印 |

(裏)

| |
|---|
| 一宮市屋外広告物条例 (抜粋) |
| (立入検査等) |
| 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 |
| 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 |
| 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |
| 第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 |
| 2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 |

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

屋外広告物設置者等の変更届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (届出者)住 所.....
 氏 名.....
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() —

一宮市屋外広告物条例第27条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | | | | |
|--------------|------------------|---|-------|--|----|---|
| 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | | |
| 広告物又は掲出物件の概要 | 種類 | | 電飾の有無 | | 数量 | |
| | 高さ | m | 合計面積 | | | m ² |
| 許可年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | | | | | |
| 表示の内容 | | | | | | |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| 新管理者 | 住所 | | | | | 資格等 |
| | 氏名 | | | | | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 |
| | 電話() — | | | | | <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 旧管理者 | 住所 | | | | | 資格等 |
| | 氏名 | | | | | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 |
| | 電話() — | | | | | <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 新設置者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 電話() — | | | | | |
| 旧設置者 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 電話() — | | | | | |
| 変更の理由 | | | | | | |

注 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物設置者等の氏名等変更届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (届出者)住 所
 氏 名
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第27条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|--------------|---|---|-------|--|----------------|
| 表示(設置)場所 | 一宮市 | | | | |
| 広告物又は掲出物件の概要 | 種類 | | 電飾の有無 | | 数量 |
| | 高さ | m | 合計面積 | | m ² |
| 許可年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | | | | |
| 表示の内容 | | | | | |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | | | |
| 変更事項 | <input type="checkbox"/> 管理者 の <input type="checkbox"/> 氏名 の変更 <input type="checkbox"/> 設置者 の <input type="checkbox"/> 名称 の変更 <input type="checkbox"/> 住所 | | | | |
| 変更内容 | 変更前 | | | | |
| | 変更後 | | | | |

注 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告物滅失届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

〒

(届出者) 住 所.....

氏 名.....

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() —

一宮市屋外広告物条例第27条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|-------------------|-----|---|---------|----|----------------|
| 表 示(設 置)場 所 | 一宮市 | | | | |
| 広告物又は掲出物件 の概要 | 種 類 | | 電飾の有 無 | | 数 量 |
| | 高 さ | m | 合 計 積 面 | | m ² |
| 主 な 表 示 の 内 容 | | | | | |
| 許 可 年 月 日 及 び 番 号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 表 示(設 置)期 間 | 年 | 月 | 日 | から | 年 月 日まで |
| 滅 失 年 月 日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 滅 失 の 理 由 | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告業登録申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(申請者)住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第 29 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

| | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|----------|---------------|--|
| 登録の種類 | <input type="checkbox"/> 新規 | ※登録番号 | 一宮市屋外広告業登録第 号 | |
| | <input type="checkbox"/> 更新 | ※登録年月日 | 年 月 日 | |
| 本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者 | 名称 | 所在地及び連絡先 | 業務主任者の氏名 | |
| | | 電話 () ー | | |
| | | 電話 () ー | | |
| 役員 | 役 職 名 | 氏 名 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合) | 氏 名 | | | |
| | 住所及び連絡先 | 電話() ー | | |
| 他の地方公共団体における登録の状況 | 地方公共団体名 | 登 録 番 号 | 登 録 年 月 日 | |
| | | | | |
| | | | | |

注 1 ※欄については、新規の登録申請の場合は、記入しないでください。

2 該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

登録申請者は、一宮市屋外広告物条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

一宮市屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第31条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第41条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員の中に第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

(登録の取消し等)

第41条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第31条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

法人の役員
登録申請者 本人 の略歴書
法定代理人

| | | | |
|---|-----------------------|------------|-------|
| 現 住 所 | 〒 | | |
| | 電話() ー | | |
| フリガナ 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 職 歴 | 期 間 (年 月～ 年 月) | 職 務 内 容 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 広 告 物 に 関 す る 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名</div> | | | |

注 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告業者登録簿(個票)

(年 月 日現在)

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 登録番号 | | | |
| 登録年月日 | 年 月 日 | 有効期間満了日 | 年 月 日 |

1 氏名・住所 (条例 29 条第 1 項第 1 号及び第 4 号関係)

| | |
|------------------------------------|--|
| (個人の場合) 氏名 (法人の場合) 名称 | |
| 住 所 | |
| (法人の場合) 代表者氏名 (未成年の場合) | |
| 法定代理人の (個人の場合) 氏名 (法人の場合) 名称 | |
| 住 所 | |
| (法人の場合) 役員氏名 | |

2 営業所 (条例第 29 条第 1 項 1 号及び 5 号関係)

| | 営業所 1 | 営業所 2 |
|----------|-------|-------|
| 営業所の名称 | | |
| 住 所 | | |
| 業務主任者の氏名 | | |
| | 営業所 3 | 営業所 4 |
| 営業所の名称 | | |
| 住 所 | | |
| 業務主任者の氏名 | | |
| | 営業所 5 | 営業所 6 |
| 営業所の名称 | | |
| 住 所 | | |
| 業務主任者の氏名 | | |

3 役員 (条例第 29 条第 1 項 3 号関係)

| | 役員 1 | 役員 2 | 役員 3 | 役員 4 | 役員 5 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 氏 名 | | | | | |
| | 役員 6 | 役員 7 | 役員 8 | 役員 9 | 役員 10 |
| 氏 名 | | | | | |
| | 役員 11 | 役員 12 | 役員 13 | 役員 14 | 役員 15 |
| 氏 名 | | | | | |
| | 役員 16 | 役員 17 | 役員 18 | 役員 19 | 役員 20 |
| 氏 名 | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告業登録通知書

第 号
年 月 日

様

一宮市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告業の登録については、下記のとおり登録をしたので、一宮市屋外広告物条例第 30 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 一宮市屋外広告業登録第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告業登録拒否通知書

第 号
年 月 日

様

一宮市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告業の登録（登録の更新）については、一宮市屋外
広告物条例第31条第2項の規定により登録を拒否したので、同条第2項の規定により通知しま
す。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、一宮市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について、不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一宮市を被告として（訴訟において一宮
市を代表とする者は一宮市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもで
きます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、その審査請求に対する決定があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内に、一宮市を被告として、この処分の取消しの訴え
を提起することができます。

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(届出者)住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第 32 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

| 登 録 番 号 | 一宮市屋外広告業登録第 号 | | |
|---------------|---------------|-------|-------|
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 変 更 に 係 る 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
| | | | |

注 登録業者の氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、屋外広告業登録済証を書き換えますので、併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告物業者閲覧申込書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(届出者)住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() —

一宮市屋外広告物条例施行規則 第 24 条第 2 項 登録簿
第 33 条 の規定により、屋外広告業者 監督処分簿 の閲覧に

ついて、次のとおり申し込みます。

| | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 閲覧しようとする屋 外広告業者 | 登 録 番 号 | 一宮市屋外広告業登録第 号 |
| | 氏名 (名称及び代表者の氏名) | |
| | 住 所 | |
| 閲覧日時 | 年 月 日 午前・午後 | 時 分 |
| ※返却時間 | 午前・午後 | 時 分 |
| ※返却確認者名 | | |
| ※備考 | | |

注 ※欄については、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(届出者)住 所

氏 名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第 34 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------|--|
| 登 録 番 号 | 一宮市屋外広告業登録第 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| 届 出 の 理 由 | <input type="checkbox"/> 一宮市内における屋外広告業の廃止 <input type="checkbox"/> 屋外広告業者の死亡 <input type="checkbox"/> 合併による法人の消滅 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定による法人の解散 <input type="checkbox"/> 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散 |
| 届出理由の生じた日 | 年 月 日 |
| 屋外広告業者と届出者との関係 | <input type="checkbox"/> 一宮市内において屋外広告業を廃止した者 <input type="checkbox"/> 死亡した屋外広告業者の相続人 <input type="checkbox"/> 合併により消滅した法人の元代表役員 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定により解散した法人の破産管財人 <input type="checkbox"/> 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した法人の清算人 |

注 1 該当する□に✓を記入してください。

2 屋外広告業登録済証を返還してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

講習会受講申請書

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒

(申請者) 住 所.....

氏 名.....

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例施行規則第 27 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

| | | | |
|----------------------|--|--|---------------------------------------|
| ※ 受 講 番 号 | | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 現 住 所 | 〒 ー 電 話 () ー | | |
| 勤 務 先 | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | 〒 ー 電 話 () ー | |
| 受 講 科 目 | <input type="checkbox"/> 広告物に係る法令に関する科目 | <input type="checkbox"/> 広告物の表示の方法に関する科目 | <input type="checkbox"/> 広告物の施工に関する科目 |
| 広告物の施工に関する科目の免除申請の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 建築士法による建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士法による電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気事業法による電気主任技術者免状交付者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者(帆布製品製造科) <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員(帆布製品科) | | |

注 1 勤務先は、営業所名まで記入してください。

2 広告物の施工に関する科目の免除を申請する場合は、該当する資格を証する書面の写しを添付してください。

3 「受講科目」欄は受講を希望する科目の□に、「広告物の施工に関する科目の免除申請の有無」欄は該当する□に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第29号

講習会受講票

| | | | |
|-----------------------|---|-------------------|----------------|
| 受講番号 | | | |
| 受講者氏名 | | | |
| 会場 | | | |
| 日時 | 年 月 日() 時 分から 時 分まで | | |
| 広告物の施行に関する科目の免除申請の有 無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/> 建築士法による建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士法による電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気事業法による電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者(帆布製品製造科) <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員(帆布製品科) | | |
| 受講科目 | 1 広告物に係る法令に関する科目 | 2 広告物の表示の方法に関する科目 | 3 広告物の施工に関する科目 |
| 受講状況 | ※ | ※ | ※ |

注 この「講習会受講票」は、受講中はそのまま見える状態にしておいてください。1科目終了ごとに、事務局で確認印を押します。
 また、全科目終了後に「講習会修了証書」と引き替えます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号

講習会修了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、一宮市屋外広告物条例第 36 条の規定による講習会の課程を修了したことを証します。

受講番号 第 号

年 月 日

一宮市長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第31号

| 屋外広告業者登録票 | |
|--------------------|---------------|
| 氏名 (名称及び代表者の氏名) | |
| 登録番号 | 一宮市屋外広告業登録第 号 |
| 登録年月日 | 年 月 日 |
| 営業所の名称 | |
| 業務主任者の氏名 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番とする。

様式第32号

| 特例屋外広告業者届出済票 | |
|--------------------|-----------------|
| 氏名 (名称及び代表者の氏名) | |
| 届出番号 | 一宮市特例屋外広告業届出第 号 |
| 届出年月日 | 年 月 日 |
| 営業所の名称 | |
| 業務主任者の氏名 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番とする。

特例屋外広告業届

年 月 日

(あて先)一宮市長

〒
 (届出者)住 所
 氏 名
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() -

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|----------|-----------------|--|
| 届出の種類 | <input type="checkbox"/> 新規 | ※届出番号 | 一宮市特例屋外広告業届出第 号 | |
| | <input type="checkbox"/> 更新 | ※届出年月日 | 年 月 日 | |
| 本市域内において営業を行う営業所及び当該営業所ごとに選任される業務主任者 | 名 称 | 所在地及び連絡先 | 業務主任者の氏名 | |
| | | 電話() - | | |
| | | 電話() - | | |
| | | 電話() - | | |
| 役 員 | 役 職 名 | | 氏 名 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 申請者の法定代理人 (申請者が未成年の場合) | 氏 名 | | | |
| | 住 所 及 連 絡 先 | 電話() - | | |
| 愛知県屋外広告物条例の規定による登録番号及び登録年 月 日 | 愛知県知事(登一年)第 号 年 月 日 | | | |
| 愛知県以外の他の地方公共団体における登録の状況 | 地方公共団体名 | 登 録 番 号 | 登 録 年 月 日 | |
| | | | | |
| | | | | |

注1 ※欄については、新規の届出の場合は、記入しないでください。
 2 該当する口に✓を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

特例屋外広告業届出済証

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により下記のとおり特例屋外広告業者の届出をした者であることを証します。

記

届出番号 一宮市特例屋外広告業届出第 号

届出年月日 年 月 日

届出の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

一宮市長

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特例屋外広告業届出事項変更届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

〒

(届出者)住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-----------------------------|------------------------|-------|-------|
| 届 出 番 号 | 一宮市特例屋外広告業届出第 号 | | |
| 届 出 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 愛知県屋外広告物条例の規定による登録番号及び登録年月日 | 愛知県知事(登一)第 号 年 月 日 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
| | | | |

注 届出業務の氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、特例屋外広告業登録済証を書き換えますので、併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

特例屋外広告業廃業等届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

〒
 (届出者)住 所
 氏 名
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
 電 話() ー

一宮市屋外広告物条例第42条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------------------------|--|
| 届 出 番 号 | 一宮市特例屋外広告業届出第 号 |
| 届 出 年 月 日 | 年 月 日 |
| 愛知県屋外広告物条例の規定による登録番号及び登録年月日 | 愛知県知事(登一)第 号 年 月 日 |
| 届 出 の 理 由 | <input type="checkbox"/> 一宮市内における屋外広告業の廃止 <input type="checkbox"/> 屋外広告業者の死亡 <input type="checkbox"/> 合併による法人の消滅 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定による法人の解散 <input type="checkbox"/> 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散 |
| 届出理由の生じた日 | 年 月 日 |
| 屋外広告業者と届出人との関係 | <input type="checkbox"/> 一宮市内において屋外広告業を廃止した者 <input type="checkbox"/> 死亡した屋外広告業者の相続人 <input type="checkbox"/> 合併により消滅した法人の元代表役員 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定により解散した法人の破産管財人 <input type="checkbox"/> 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した法人の清算人 |

注1 該当する□に✓を記入してください。

2 特例屋外広告業登録済証を返還してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

屋外広告業者監督処分簿

| | | | |
|--------------------------------|------------------------------|----------------------------|--------|
| 登録番号 届出番号 | | 一宮市屋外広告業登録 一宮市特例屋外広告業届出 | 第 号 |
| 登録年月日 届出年月日 | | 年 月 日 | |
| 処分を 受けた 業者に 関する 事項 | 氏 名 (法人の場合、名称 及び代表者氏名) | | |
| | 住 所 | | |
| 処分 に 関する 事項 | 処分年月日 | 年 月 日 | |
| | 根拠条文 | | |
| | 処分の内容 | | |
| | 処分の原因となった 事実 | | |
| | 過去に受けた処分、そ の他必要な事項 | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、
又は制限する区間及び区域の指定

一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号。以下「条例」という。)第3条第4号、
第5号及び第6号並びに一宮市屋外広告物条例施行規則(令和3年一宮市規則第13号。以下
「規則」という。)別表第2第2項第1号ア及びイの規定に基づき、屋外広告物の表示若しく
は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域を次のように指
定する。

令和3年4月1日

一宮市長 中野 正康

1 条例第3条第4号の規定により市長が指定する区域

| 区分 | 条例第3条第4号の区域(禁止区域) |
|-------------|---------------------------|
| 建造物名 | |
| 運善寺山門 | 運善寺山門の周囲50メートル以内の区域 |
| 浄蓮寺山門 | 浄蓮寺山門の周囲50メートル以内の区域 |
| 賀茂神社古神門 | 賀茂神社古神門の周囲50メートル以内の区域 |
| 金刀比羅宮尾張分社本殿 | 金刀比羅宮尾張分社本殿の周囲50メートル以内の区域 |
| 小塚直持の墓碑 | 小塚直持の墓碑の周囲50メートル以内の区域 |
| 誓阿の墓碑 | 誓阿の墓碑の周囲50メートル以内の区域 |
| 正福寺山門 | 正福寺山門の周囲50メートル以内の区域 |
| 妙興寺総門 | 妙興寺総門の周囲50メートル以内の区域 |
| 妙興寺仏殿ほか | 妙興寺仏殿ほかの周囲50メートル以内の区域 |
| 寿福寺本堂(選仏堂) | 寿福寺本堂(選仏堂)の周囲50メートル以内の区域 |
| 長隆寺本堂・山門 | 長隆寺本堂及び山門の周囲50メートル以内の区域 |

2 条例第3条第5号及び第6号並びに規則別表第2第2項第1号ア及びイの規定により
市長が指定する区間及び区域

(1) 道路

| 道路名 | 区分 | 条例第3条第5号の区 間(禁止区間) | 条例第3条第6号の区 域(禁止区域) | 規則別表第2第2項第 1号アの区間 (許可区間) | 規則別表第2第2項第 1号イの区域 (許可区域) |
|------------------------------------|-----|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
| 高速自動車国道中央 自動車道西宮線 (通称名神高速道路) | | | 全区間の路端から 500メートル未満ま での区域 | | 全区間の路端から 500メートル以上 1,000メートルまで の区域 |
| 高速自動車国道東海 北陸自動車道 | | | 全区間の路端から 500メートル未満ま での区域 | | 全区間の路端から 500メートル以上 1,000メートルまで の区域 |
| 一般国道22号 | 全区間 | | 全区間の路端から 100メートル未満ま での区域 | | 全区間の路端から 100メートル以上 1,000メートルまで の区域 |
| 一般国道155号 | | | | 全区間 | 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域 |
| 一般国道155号 (バイパス) | | | | 全区間 | 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域 |

備考 条例第3条第6号の区域(禁止区域)欄及び規則別表第2第2項第1号イの区域(許可区域)欄に掲げる区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに都市計画法第7条第2項の規定により定められた市街化区域のうち平成27年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

(2) 鉄道

| 区分 鉄道名 | 条例第3条第5号の区 間(禁止区間) | 条例第3条第6号の区 域(禁止区域) | 規則別表第2第2項第 1号アの区間 (許可区間) | 規則別表第2第2項第 1号イの区域 (許可区域) |
|------------------------|-----------------------|---|--------------------------------|--|
| 東海旅客鉄道株式会 社東海道新幹線鉄道 | | 全区間の路端から 500メートル未満ま での区域 | | 全区間の路端から 500メートル以上 1,000メートルまで の区域 |
| 東海旅客鉄道株式会 社東海道本線 | 全区間 | | | |
| | | 稲沢市との境から一 宮地内県道一宮蟹江 線との交差点までの 路端から100メー トル未満までの区域 | | 稲沢市との境から一 宮地内県道一宮蟹江 線との交差点までの 路端から100メー トル以上1,000メー トルまでの区域 |
| | | | | 一宮地内県道一宮蟹 江線との交差点から 今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点までの路端から 1,000メートルまで の区域 |
| | | 今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点から木曾川町黒 田地内県道江南木曾 川線との交差点まで の路端から100メー トル未満までの区域 | | 今伊勢町馬寄地内市 道0150号線との交 差点から木曾川町黒 田地内県道江南木曾 川線との交差点まで の路端から100メー トル以上1,000メー トルまでの区域 |
| | | | | 木曾川町黒田地内県 道江南木曾川線との 交差点から木曾川町 黒田地内県道光明寺 木曾川停車場線との 交差点までの路端か ら1,000メートルま での区域 |

| | | | | |
|--------------------|-----|---|--|--|
| | | 木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差点から岐阜県との境までの路端から100メートル未満までの区域 | | 木曾川町黒田地内県道光明寺木曾川停車場線との交差点から岐阜県との境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 |
| 名古屋鉄道株式会社 名古屋本線 | 全区間 | | | |
| | | 稲沢市との境から中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域 | | 稲沢市との境から中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 |
| | | | | 中町2丁目地内県道一宮蟹江線との交差点から今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域 |
| | | 今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル未満までの区域 | | 今伊勢町馬寄地内市道0150号線との交差点から木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域 |
| | | | | 木曾川町黒田三ノ通り地内新木曾川駅構内南端から木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域 |
| | | 木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点から岐阜県との | | 木曾川町黒田地内市道0269号線との交差点から岐阜県との |

| | | 境までの路端から 100メートル未満ま での区域 | | 境までの路端から 100メートル以上 1,000メートルまで の区域 |
|------------------|-----|--------------------------------|--|---|
| 名古屋鉄道株式会 社犬山線 | 全区間 | | | 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域 |
| 名古屋鉄道株式会 社尾西線 | 全区間 | | | 全区間の路端から 1,000メートルまで の区域 |

備考 条例第3条第6号の区域(禁止区域)欄及び規則別表第2第2項第1号イの区域(許可区域)欄に掲げる区域は、都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに都市計画法第7条第2項の規定により定められた市街化区域のうち平成27年国勢調査結果による人口集中地区に係る部分を除くものとする。

屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、
又は制限する区間及び区域の指定の一部改正

令和3年一宮市告示第137号(屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

一宮市長 中野 正康

2 条例第3条第5号及び第6号並びに規則別表第2第2項第1号ア及びイの規定により市長が指定する区間及び区域(1)道路及び(2)鉄道の表備考中「平成27年」を「令和2年」に改める。

一宮市屋外広告物条例に係る基準

この基準は、一宮市屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び一宮市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な基準について、規則第38条に基づき定めるものとする。

1 個別基準に係る「地色」「原色」「赤色」「黒色」の定義

規則別表第2の2の規定にて指定する「地色」とは、「全体の割合に関係なく背景の部分の色（下地の色）」を指すものとする。ただし、以下の場合は適用を除外する。

- ・同じ地色の外寸の面積の合計が、広告表示面積の4分の1未満の場合

また、規則別表第2の2の規定にて指定する「原色」「赤色」「黒色」とは、マンセル表色系を用いて以下のように定義する。

- ・原色：色相が、赤（R）・青（B）・黄（Y）で、彩度が12を超えるもの。
- ・赤色：色相が、赤（R）で、彩度が12を超えるもの。
- ・黒色：色相がなく（無彩色（N））で明度が3を超えないもの。

2 「ネオンサイン等」の定義

規則別表第1及び第2の規定にて指定する「ネオンサイン等」とは、ネオンサイン及び発光ダイオード、光ファイバーを利用するもので、その外観がネオンサインと同等と認められるものとする。

3 電光ニュース・デジタルサイネージ等の電光表示装置その他を利用して動画の表示等常時内容を変えて表示を行うことができる広告の取り扱いについて

当該広告物については、規則別表第2の1(9)の「交通信号機の効用を阻害しないこと」とする規定に従うため、以下の基準を満たすこととする。

- ・表示面は、交通信号機から5メートル以上離れていること（運転者および歩行者の視点から交通信号機の視認性の低下がない場合を除く）。

4 「にぎわいに資する広告」のうち、協賛企業名の表示割合

条例第11条第8項に規定する広告物について、当該広告物を表示し又は当該掲出物件を表示する団体のイベントの協賛者が自己の内容を広告物に表示する場合の表示面積は、広

告板については全体の広告表示面積の 10 分の 3 以下、バナーフラッグについては全体の広告表示面積の 10 分の 1 以下とする。

5 「にぎわいに資する広告」の規則で定める規定について

規則別表第 2 の 2 (10)ウの規定にて指定する「良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与する」と市長が特に認めるにあたり、以下の場合に景観審議会等の意見を聴くものとする。

・表示する広告物又は設置する掲出物件が、規則別表第 2 の「2 個別基準」(1)から(7)まで及び(11)に定める基準に適合しないもの

都市計画法

昭和 43 年法律第 100 号
最終改正 令和 4 年法律第 87 号

(区域区分)

第七条 略

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 略

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二～十三 略

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五・十六 略

文化財保護法

昭和 25 年法律第 214 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第七十八条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2・3 略

(指定)

第九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3～6 略

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2・3 略

愛知県文化財保護条例

昭和 30 年条例第 6 号
最終改正 令和 5 年条例第 7 号

(指定)

第四条 知事は、有形文化財のうち県にとって重要なものを愛知県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2～5 略

(指定)

第二十四条 知事は、有形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを愛知県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを愛知県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2・3 略

(指定)

第二十九条 知事は、記念物のうち県にとって重要なものを愛知県指定史跡、愛知県指定名勝又は愛知県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

一宮市文化財保護条例

昭和 35 年条例第 20 号
最終改正 令和 2 年条例第 70 号

(指定)

第 4 条 市長は、一宮市の区域内に存する文化財のうち、一宮市にとって重要なものを、一宮市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2・3 略

都市公園法

昭和 31 年法律第 79 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2・3 略

学校教育法

昭和 22 年法律第 26 号
最終改正 令和 4 年法律第 77 号

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第一百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該

教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

②・③ 略

景観法

平成 16 年法律第 110 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2・3 略

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令(都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2・3 略

公職選挙法

昭和 25 年法律第 100 号
最終改正 令和 4 年法律第 89 号

(選挙運動の期間)

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する第八十六条の二第九項の規定による届出に係る候補者については、当該届出)又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(文書図画の掲示)

第百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。)

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者(第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)が使用するものに限る。)

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類(前項第四号の二の映写等の類を除く。)を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)は、第百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

- 5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。
- 6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。
- 7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。
- 8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。
- 9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。
- 10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。
- 11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。
- 12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。
- 13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。
- 14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百一条第七項ただし書の規定を準用する。
- 15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。
- 16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げる

もの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

四 第十四章の三の規定により使用することができるもの

17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

18 第十六項第二号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙（第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号において同じ。）を除く。）又は補欠選挙（同条第三項から第五項までの規定によるものに限る。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙

区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙(第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

(文書図画の撤去義務)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号、第二号又は第四号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、第四百四十一条第一項から第三項までの自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならない。

(ポスターの掲示箇所等)

第四百四十五条 何人も、衆議院議員、参議院(比例代表選出)議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙(第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。)については、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第四百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができない。ただし、橋りよう、電柱、公営住宅その他総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合については、この限りでない。

2 何人も、前項の選挙については、第四百四十三条第一項第五号のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者が不在の場合にはその管理者、管理者が不在の場合にはその所有者(次項において「居住者等」と総称する。)の承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得ないで他人の工作物に掲示された第四百四十三条第一項第五号のポスターは、居住者等において撤去することができる。第一項の選挙以外の選挙において、居住者等の承諾を得ないで当該居住者等の工作物に掲示されたポスターについても、また同様とする。

(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)

第百四十六条 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第百四十二条又は第百四十三条の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは公職の候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該公職の候補者の選挙区（選挙区がないときはその区域）内に頒布し又は掲示する行為は、第百四十二条又は第百四十三条の禁止を免れる行為とみなす。

(文書図画の撤去)

第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 一 第百四十三条、第百四十四条又は第百六十四条の二第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの
- 二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの
- 三 第百四十三条の二の規定に違反して撤去しないもの
- 四 第百四十五条第一項又は第二項（第百六十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して掲示したもの
- 五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの

政治資金規正法

昭和 23 年法律第 194 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

(政治団体の届出等)

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

- 一 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党及び政治資金団体を除く。次号において同じ。） 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会
- 二 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣
- 三 政党及び政治資金団体 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

2～5 略

一宮市公告式条例

昭和 25 年条例第 28 号
最終改正 令和 5 年条例第 1 号

(条例の公布)

第 2 条 略

- 2 条例の公布は、一宮市役所本庁舎の掲示場に掲示してこれを行う。
- 3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う。

一宮市暴力団等の排除に関する条例

平成 23 年条例第 24 号

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3)～(5) 略

地方自治法

昭和 22 年法律第 67 号
最終改正 令和 5 年法律第 19 号

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務

- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 九の二 医療に関する事務
- 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十一 結核の予防に関する事務
- 十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務
- 十二 土地区画整理事業に関する事務
- 十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 略

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

職業能力開発促進法

昭和 44 年法律第 64 号
最終改正 令和 4 年法律第 68 号

(教材)

第二十条 公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。

(都道府県知事による職業訓練の認定)

第二十四条 略

2 略

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（職業訓練指導員免許）

第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならない。

2～5 略

（技能検定）

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種（以下この条において「検定職種」という。）ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

2～4 略

愛知県屋外広告物条例

昭和 39 年条例第 56 号

最終改正 令和 3 年条例第 23 号

（禁止地域等）

第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同項の規定により定められた生産緑地地区で知事が指定する区域
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 三 愛知県文化財保護条例（昭和三十年愛知県条例第六号）第四条第一項又は第二十四条第一項の規定により指定された建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同条例第二十九条第一項の規定により指定された地域
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目

的を達成するため指定された保安林

四の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域

四の三 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和四十八年愛知県条例第三号）第二十条第一項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域

五 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道の知事が指定する区間

六 道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）に接続する地域で、知事が指定する区域

六の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で知事が指定する区域

七 官公署、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。）、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地

八 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地

九 神社、寺院及び教会の境域で、知事が指定する区域

2 知事は、前項第一号、第五号から第六号の二まで若しくは第九号の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

（許可地域等）

第五条 市の区域の全部及び別表に掲げる町村の区域のうち都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化区域（当該区域内に第三条第一項各号又は次項各号に掲げる地域又は場所がある場合は、当該地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる地域又は場所（第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 道路及び鉄道等の知事が指定する区間

二 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域

三 河川、池沼、峡谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

四 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

3 第三条第二項の規定は、前項各号の規定による指定及びこれらの変更について準用する。

(許可の期間、条件及び更新)

第九条 知事は、第五条第一項又は第二項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。

2 前項の許可の期間は、三年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、第五条第一項又は第二項の規定による許可を更新することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の場合に準用する。

5 前各項の規定は、第六条第五項又は第六項の規定による許可の場合に準用する。この場合において、第一項中「を形成し、若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

(変更等の許可)

第十条 第五条第一項若しくは第二項又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項の許可の場合に準用する。

(屋外広告業の登録)

第二十条 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。）において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 略

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4・5 略

一宮市景観条例

令和 2 年条例第 79 号

(審議会の設置)

第 30 条 この条例及び一宮市屋外広告物条例(令和 2 年一宮市条例第 65 号)の規定により定められた事項並びに市長の諮問に応じ、景観及び屋外広告物に関する必要な事項を調査審議するため、一宮市景観審議会を置く。

2 略

(臨時委員)

第 32 条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2・3 略

建築士法

昭和 25 年法律第 202 号

最終改正 令和 4 年法律第 69 号

(定義)

第二条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

建築基準法施行規則

昭和 25 年建設省令第 40 号

最終改正 令和 5 年国土交通省令第 30 号

(建築物調査員資格者証等の種類)

第六条の五 法第十二条第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

2 略

電気工事士法

昭和 35 年法律第 139 号
最終改正 令和 4 年法律第 74 号

(電気工事士等)

- 第三条** 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。
- 2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。
- 3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。
- 4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。

電気事業法

昭和 39 年法律第 170 号
最終改正 令和 5 年法律第 44 号

(主任技術者免状)

第四十四条 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状
- 二 第二種電気主任技術者免状
- 三 第三種電気主任技術者免状

四～七 略

2～5 略

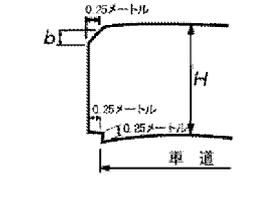
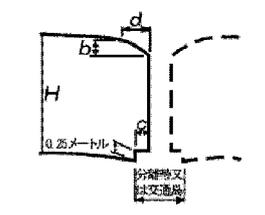
道路構造令

昭和 45 年政令第 320 号
最終改正 令和 2 年政令第 329 号

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

| (一) | (二) | (三) | (三) |
|---|---|--|---|
| 車道に接続して路肩を設ける道路の車道 ((三) に示す部分を除く。) | 車道に接続して路肩を設けない道路の車道 ((三) に示す部分を除く。) | 車道のうち分離帯又は交通島に係る部分 | |
| 歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道 | 歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道 |  |  |
| | | | <p>この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H 重要物流道路である普通道路にあつては四・八メートル、その他の普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路（重要物流道路である普通道路を除く。）にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル（大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回回することができる道路があるときは、三メートル）まで縮小することができる。</p> <p>a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。）、小型道路にあつては〇・五メートル</p> <p>b 重要物流道路である普通道路にあつてはH（四・一メートル未満の場合においては、四・一メートルとする。）から四・一メートルを減じた値、その他の普通道路にあつてはH（三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。）から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル</p> |

c 及び d 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表の c の欄及び d の欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、c は〇・二五メートル、d は〇・五メートル

| 区分 | | | c (単位 メートル) | d (単位 メートル) |
|-----|--------------|------|-------------|-------------|
| 第一種 | 第一級 | 普通道路 | 〇・五 | — |
| | | 小型道路 | | 〇・五 |
| | 第二級 | 普通道路 | 〇・二五 | — |
| | | 小型道路 | | 〇・五 |
| | 第三級及び 第四級 | 普通道路 | 〇・二五 | 〇・七五 |
| | | 小型道路 | | 〇・五 |
| 第二種 | | 普通道路 | 〇・二五 | 〇・七五 |
| | | 小型道路 | | 〇・五 |
| 第三種 | | | 〇・二五 | 〇・五 |
| 第四種 | | | 〇・二五 | 〇・五 |

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第二図

